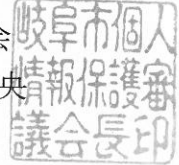


答 申 第 206号
平成29年1月10日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 氏



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年12月28日付け岐阜市民市第624号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

岐阜市では、庁舎の移転に伴い、現庁舎の所在地が跡地となるが、この場所は、本市の中心部のみならず、本市全体のまちづくりに重要な場であることから、現庁舎跡地の活用についての本格的な検討を進め、平成29年度中に基本構想を策定する予定である。

そこで、市民の意見を把握し、今後の検討に反映することを目的として、平成29年2月に市民アンケート調査（以下単に「調査」という。）を実施する。

そのため、調査対象者の抽出及び郵送用封筒に貼付するタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 調査対象者

市内在住の16歳以上を対象とし、16歳～20歳台、30歳台、40歳台、50歳台及び60歳台以上の各年代からそれぞれ500人（合計2,500人）を無作為で抽出する。

(3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象者の郵便番号、住所及び氏名

2 意見

適当なものと認める。